

地方公共団体の主な役割分担の現状

道府県

指定都市

中核市

特例市

市町村

特別区

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
				中核市・特例市がともに処理していない事務		
				指定都市が処理していない事務		
	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱者(一部)の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、介護支援専門員の登録 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の指定 市街地再開発事業の認可 指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 警察(犯罪捜査、運転免許等)
	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の入院措置 動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 区域区分に関する都市計画決定 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
	中核市が処理しているが特例市が処理していない事務					
	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定 身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
				<ul style="list-style-type: none"> 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合の設立の認可 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置・運営 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) 養護老人ホームの設置・運営 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の整備・管理運営 都市計画決定(上下水道等関係) 都市計画決定(上下水道等以外) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急活動
					<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定(上下水道等以外) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の予防・警戒・防除等(その他) 戸籍・住基

都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務①

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
福祉	◆保育士の試験・登録	児童福祉法第18条の8、第18条の18等	
	◆介護支援専門員の登録	介護保険法第69条の2等	
	◆介護サービス事業者 [※] の業務管理体制の確保、介護サービス情報の公表 ※ 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある介護サービス事業者(全ての事業所が一の市町村の区域内にある地域密着型サービス事業者等を除く)	介護保険法第115条の32～第115条の35等	
	◆都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護保険法第118条等	
	◆国民健康保険組合の設立認可	国民健康保険法第17条等	
	◆市域を超え、都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可	社会福祉法第30条、第31条等	
	◆都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第93条等	
	◆障害者福祉サービス事業者 [※] の業務管理体制の確保 ※ 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市町村の区域内にある特定相談支援事業のみを行う事業者を除く)	障害者自立支援法第51条の2～第51条の4、第51条の31～第51条の33等	
	◆都道府県障害福祉計画の策定	障害者自立支援法第89条等	
	◆特別児童扶養手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条等	
	◆都道府県老人福祉計画の策定	老人福祉法第20条の9等	
	◆認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	
◆婦人相談所の設置	売春防止法第34条等		

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務②

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
保健 衛生	◆医療計画の策定	医療法第30条の4等	
	◆病院の開設許可	医療法第7条、第23条の2、第24条等	
	◆地域医療支援病院の承認	医療法第4条等	
	◆精神科病院の設置	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7等	
	◆臨時の予防接種の実施	予防接種法第6条等	
	◆結核に係る定期の健康診断の実施の指示	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2等	
	◆流域下水道の設置管理 (市町村は都道府県と協議の上、設置管理できる)	下水道法第25条の2等	
	◆浄化槽工事業者の登録	浄化槽法第21条等	
	◆飲食店営業等に関する公衆衛生上の基準策定(指定都市は基準の付加ができる)	食品衛生法第51条、地方自治法施行令第174条の34等	
	◆特定毒物の製造許可	毒物及び劇物取締法第3条の2等	
◆麻薬取扱者(一部)の免許	麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条等		
労働	◆職業能力開発大学校及び障害者職業能力開発校等の設置	職業能力開発促進法第15条の6、第16条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務③

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
都市 計画 土木	◆都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定	都市計画法第15条第1項第1号、第87条の2等	指定都市
	◆都市計画事業の認可	都市計画法第59条等	決定権者 ^{注2}
	◆市街地再開発事業の認可 ◆防災街区整備事業の認可	都市再開発法第7条の9、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第122条等	指定都市
	◆都市計画区域の指定	都市計画法第5条等	
	◆空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画決定	都市計画法第15条第1項第2号～第7号、第87条の2、令第45条等	
	◆土地利用基本計画の策定、土地利用規制区域の指定	国土利用計画法第9条、第12条等	
	◆一級河川(指定区間)、二級河川、砂防・海岸の直轄区域以外の管理	河川法第9条、第10条、令第2条、砂防法第5条、海岸法第5条等	
	◆公有水面の埋立免許	公有水面埋立法第2条等	
	◆地すべり防止工事の施行及び地すべり防止区域の管理	地すべり等防止法第7条等	
	◆急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条等	
	◆解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

(注2) 決定権者: 都市計画施設等に関する都市計画の決定権者(例えば、産業廃棄物処理施設、流通業務団地等については指定都市、学校、病院、保育所、市場、電気ガス供給施設等については市町村)

都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務④

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
農林	◆農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2等	市
	◆農林物資製造業者等への立入検査等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14、第20条、第23条、令第12条等	市
	◆農地(4ha以下)の転用許可	農地法第4条等	市(2ha以下)
	◆農業振興地域整備基本方針の作成 ◆農業振興地域の指定 ◆市町村が定める農用地利用計画の同意	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第6条、第8条等	
	◆地域森林計画の策定、民有林の開発行為の許可、保安林の指定(一部)、保安林の管理等	森林法第5条、第10条の2、第25条の2、第34条等	
教育	◆市町村立小中学校等の学級編成基準の決定 ◆市町村立小中学校等の職員の給与等の負担 ◆県費負担教職員定数の決定	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条等	中核市
	◆市町村立高等学校の設置認可	学校教育法第4条第1項第2号等	
	◆私立幼稚園、私立学校の設置認可 ◆学校法人(一部)の設立認可	学校教育法第4条第1項第3号、私立学校法第4条、第30条等	
文化	◆博物館の登録	博物館法第10条等	
	◆史跡名勝天然記念物の仮指定 ◆重要文化財等の管理に係る技術的指導等 ◆政府が補助金を交付する重要文化財等の管理に係る指揮監督	文化財保護法第35条、第110条、第184条、第187条、令第5条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務⑤

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
商工	◆全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画、連携計画の認定	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条、第18条、第22条の2、令第2条等	
外交	◆一般旅券の発給申請受理・交付	旅券法第3条、第8条等	
治安 安全 防災	◆砂利採取計画の認可 ◆岩石採取計画の認可	砂利採取法第16条、採石法第33条等	市
	◆高圧ガスの製造・貯蔵許可 ◆火薬類の製造(一部)・販売・消費許可	高圧ガス保安法第5条、第16条、火薬類取締法第3条、第5条、第25条、第56条の2、令第16条等	市町村
	◆災害時の応急救助	災害救助法第2条等	
	◆防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請	自衛隊法第83条等	
	◆航空消防隊の設置(市町村消防の支援)	消防組織法第30条等	
	◆都道府県警察の設置 ◆交通規制・管制	警察法第36条、道路交通法第4条等	
環境	◆公害健康被害の補償給付 ◆第一種フロン類回収業者の登録	公害健康被害の補償等に関する法律第4条、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第9条等	
	◆工業用水の採取許可	工業用水法第3条等	
	◆ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定、対策計画の策定	ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第31条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

県費負担教職員制度の概要

指定都市においては、教職員の人事権は移譲されているが、給与は都道府県が負担しており、人事権者と給与負担者の不一致が生じている。

	指定都市立学校	その他の市町村立学校
人事権	指定都市	都道府県
給与の決定	指定都市	都道府県
給与負担	都道府県	都道府県

第1次勧告(平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会)(抜粋)

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

- 県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、すでに人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。

地域主権戦略大綱(平成22年6月22日 閣議決定)(抜粋)

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

- 3 広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの

- 市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権、学級編制基準の決定(市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116))

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要①

すべての都市計画は、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるところとされており、この中で市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の方針等が定められている。

第1次勧告(平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会)(抜粋)

第2章 重点行政分野の抜本の見直し

- ・ 指定都市の区域に係る「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」についての都道府県の決定権限を指定都市に移譲する。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

二 都市計画の目標

三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画(第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設(以下「区域外都市施設」という。)に関するものを含む。)は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

(都市計画を定める者)

第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二～七 (略)

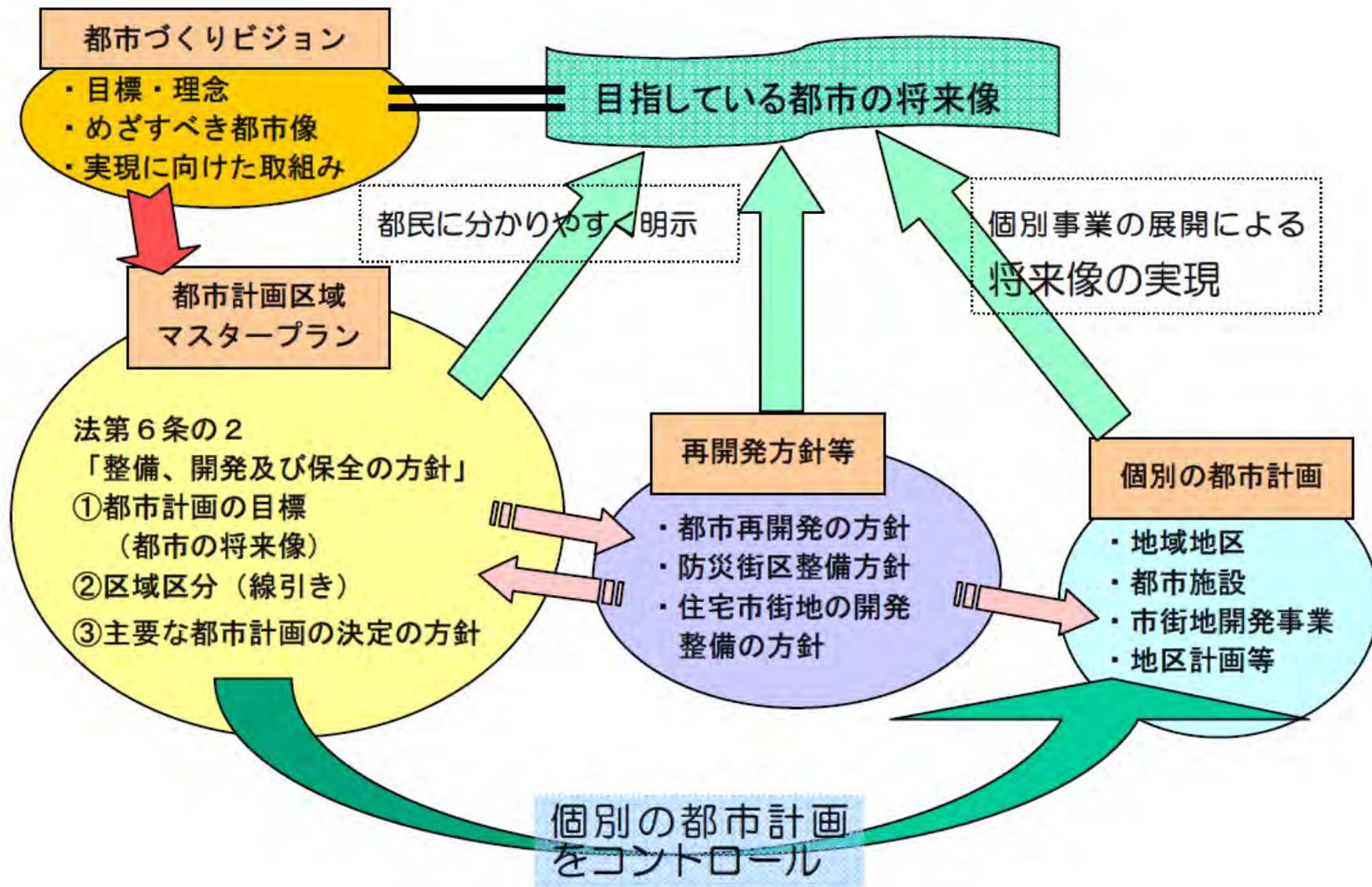
2～4 (略)

第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第七号までに掲げる都市計画(一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものを除く。)は、指定都市が定める。

2～9 (略)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要②

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)のイメージ



※ 東京都市計画—都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 参考附図2より抜粋

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要③

指定都市	都市計画区域名	構成団体
札幌市	札幌圏都市計画区域	札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市
仙台市	仙塩広域都市計画区域	仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村、松島町
さいたま市	さいたま都市計画区域	さいたま市
千葉市	千葉都市計画区域	千葉市
横浜市	横浜都市計画区域	横浜市
川崎市	川崎都市計画区域	川崎市
相模原市	相模原都市計画区域	相模原市
新潟市	新潟都市計画区域	新潟市、新発田市、聖籠町
静岡市	静岡都市計画区域	静岡市
浜松市	浜松都市計画区域	浜松市
名古屋市	名古屋都市計画区域	名古屋市、豊明市、日進市、蟹江町、大治町、豊山町、長久手市、東郷町、あま市、愛西市、瀬戸市、清須市、津島市、飛島村、尾張旭市、北名古屋市、弥富市
京都市	京都都市計画区域	京都市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町
大阪市	大阪都市計画区域	大阪市
堺市	南部大阪都市計画区域	堺市、羽曳野市、河内長野市、河南町、貝塚市、岸和田市、熊取町、高石市、阪南市、松原市、千早赤阪村、泉佐野市、泉大津市、泉南市、太子町、大阪狭山市、忠岡町、田尻町、藤井寺市、富田林市、岬町、和泉市
神戸市	神戸都市計画区域	神戸市
岡山市	岡山県南広域都市計画区域	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町、赤磐市、浅口市
広島市	広島圏都市計画区域	広島市、大竹市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町、呉市
北九州市	北九州都市計画区域	北九州市
福岡市	福岡都市計画区域	福岡市、大野城市、春日市、志免町、粕屋町
熊本市	熊本都市計画区域	熊本市、菊陽町、嘉島町、益城町、合志市

指定都市(人口150万人以上)を包括する道府県と指定都市の財政指標等の比較

	北海道	神奈川県	愛知県	大阪府	兵庫県
歳入(百万円、H22決算)	2,570,659	1,879,312	2,166,393	3,681,931	2,235,045
地方税	544,485	999,548	926,685	985,968	573,906
うち個人道府県民税	155,938	439,275	315,063	316,807	212,647
(参考・推計額)下段の指定都市域内の個人道府県民税	62,098	195,629	103,094	91,622	62,395
うち法人2税	83,193	180,925	207,368	262,883	108,006
うち地方消費税(清算後)	115,961	167,244	163,040	195,401	105,733
地方交付税	698,614	92,517	57,782	299,453	321,893
その他	1,327,559	787,247	1,181,927	2,396,510	1,339,246
人口一人当たりの税収額(円)	99,017	112,226	127,825	113,570	102,848
財政力指数(平成22年度)	0.39	0.94	1.00	0.76	0.61
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.39	0.90	0.93	0.73	0.59
経常収支比率(%)	94.2	93.9	94.5	91.3	94.5
実質公債費比率(%)	24.1	9.9	13.4	17.6	21.0
将来負担比率(%)	330.2	193.1	264.3	266.8	350.2
ラスパイレス指数(H23.4.1)	92.5	102.9	102.9	93.4	98.2

	札幌市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市
歳入(百万円、H22決算)	843,071	1,399,135	1,034,736	1,642,643	794,584
地方税	275,077	700,675	476,220	626,018	267,135
うち個人市民税	91,271	284,535	143,543	130,657	88,748
うち法人市民税	26,112	51,519	59,429	108,060	24,761
うち固定資産税	110,671	269,479	198,645	279,157	112,599
地方交付税	102,727	16,032	4,648	47,970	78,647
その他	465,268	682,428	553,867	968,656	448,802
人口一人当たりの税収額(円)	144,981	193,183	218,370	246,666	176,693
財政力指数(平成22年度)	0.69	1.00	1.04	0.94	0.73
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.68	0.96	0.98	0.90	0.76
経常収支比率(%)	95.3	94.1	99.4	99.4	96.4
実質公債費比率(%)	10.6	18.0	12.1	10.2	12.9
将来負担比率(%)	115.1	234.4	216.3	220.6	172.4
ラスパイレス指数(H23.4.1)	100.6	103.8	103.5	100.2	101.9

(注)：財政指標については、いずれもH22決算数値。「法人2税」とは法人道府県民税及び法人事業税をいう。「人口一人当たりの税収額」は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口により算出。「指定都市域内の個人道府県民税」は、個人住民税均等割又は所得割については、各団体の市町村民税均等割又は所得割が所在都道府県において占める割合により、その他の個人住民税については、各団体の市町村民税均等割及び所得割の合計額が所在都道府県において占める割合により推計。

指定都市(人口150万人未満)を包括する道府県と指定都市の財政指標等の比較①

	宮城県	埼玉県	千葉県	神奈川県		新潟県	静岡県	
歳入(百万円、H22決算)	856,381	1,659,517	1,611,004	1,879,312		1,103,793	1,141,769	
地方税	237,822	700,317	637,723	999,548		232,917	431,959	
うち個人道府県民税	68,577	282,867	259,489	439,275		66,096	138,213	
(参考・推計額)下段の指定都市域内の個人道府県民税	38,391	57,850	43,014	75,843	29,009	26,229	28,000	30,242
うち法人2税	47,844	110,506	99,577	180,925		43,520	89,266	
うち地方消費税(清算後)	48,262	119,730	113,085	167,244		47,928	79,479	
地方交付税	180,055	209,274	170,479	92,517		297,776	168,277	
その他	438,504	749,926	802,803	787,247		573,100	541,533	
人口一人当たりの税収額(円)	102,556	98,071	103,494	112,226		97,911	114,858	
財政力指数(平成22年度)	0.52	0.76	0.77	0.94		0.40	0.71	
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.52	0.74	0.75	0.90		0.40	0.68	
経常収支比率(%)	88.2	93.3	92.6	93.9		92.4	89.7	
実質公債費比率(%)	15.1	13.3	11.2	9.9		17.1	14.3	
将来負担比率(%)	254.5	229.5	206.3	193.1		274.6	251.8	
ラスパイレス指数(H23.4.1)	102.5	102.6	102.6	102.9		99.6	103.4	

	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
歳入(百万円、H22決算)	410,827	438,285	371,566	607,607	235,975	354,109	277,309	286,068
地方税	172,525	216,551	169,515	281,991	106,913	117,664	125,008	123,762
うち個人市民税	56,372	84,883	62,953	110,265	42,273	38,274	40,705	44,003
うち法人市民税	20,475	22,947	16,396	17,022	5,538	11,038	10,901	10,116
うち固定資産税	69,018	79,550	66,034	114,306	43,298	50,101	53,985	53,290
地方交付税	24,609	5,252	5,026	650	3,972	47,665	14,976	23,232
その他	213,693	216,482	197,025	324,967	125,091	188,780	137,325	139,075
人口一人当たりの税収額(円)	170,548	177,954	180,950	204,089	152,786	146,518	174,681	156,231
財政力指数(平成22年度)	0.86	1.01	1.00	1.07	1.03	0.69	0.91	0.88
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.83	0.97	0.95	1.00	0.95	0.72	0.89	0.87
経常収支比率(%)	95.4	90.2	97.7	96.8	97.2	88.1	88.0	87.9
実質公債費比率(%)	11.9	6.1	21.4	11.9	4.3	10.8	12.7	12.2
将来負担比率(%)	155.2	47.7	285.3	120.0	30.1	119.0	109.9	64.5
ラスパイレス指数(H23.4.1)	101.5	101.7	100.8	103.7	100.4	99.0	103.0	98.0

(注)：財政指標については、いずれもH22決算数値。「法人2税」とは法人道府県民税及び法人事業税をいう。「人口一人当たりの税収額」は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口により算出。「指定都市域内の個人道府県民税」は、個人住民税均等割又は所得割については、各団体の市町村住民税均等割又は所得割が所在都道府県において占める割合により、その他の個人住民税については、各団体の市町村住民税均等割及び所得割の合計額が所在都道府県において占める割合により推計。

指定都市(人口150万人未満)を包括する道府県と指定都市の財政指標等の比較②

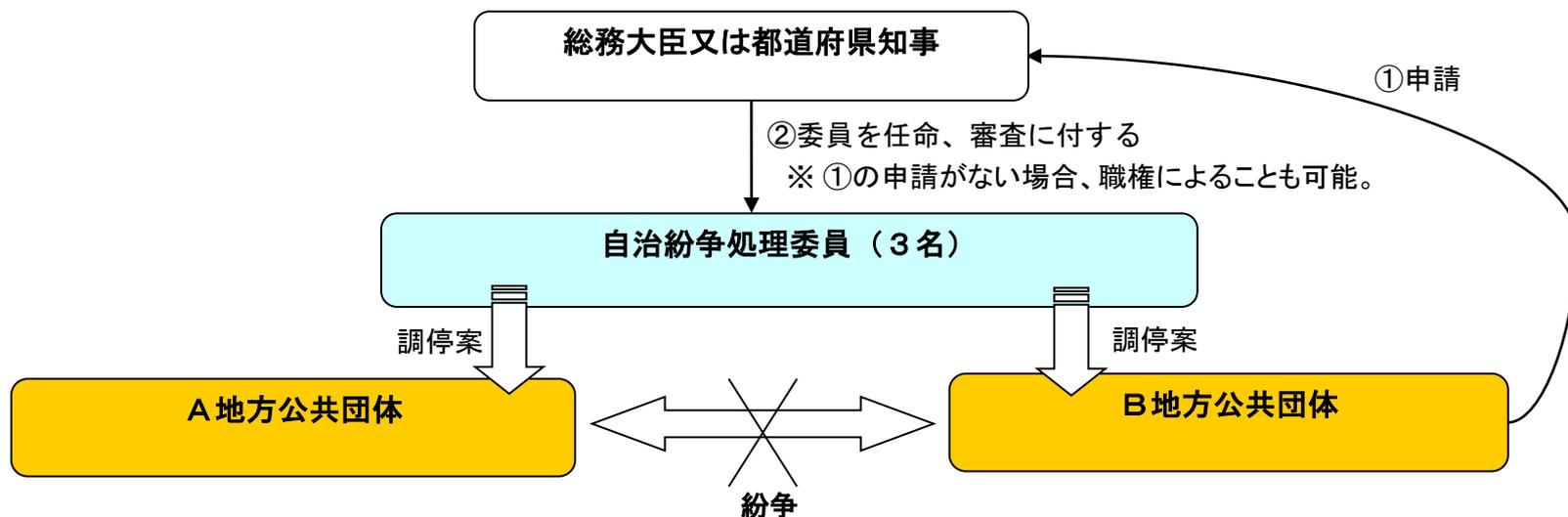
	京都府	大阪府	岡山県	広島県	福岡県		熊本県
歳入(百万円、H22決算)	893,582	3,681,931	728,511	961,534	1,610,614		835,842
地方税	264,845	985,968	192,772	300,081	492,230		151,719
うち個人道府県民税	92,732	316,807	59,604	99,720	157,123		44,616
(参考・推計額)下段の指定都市域内の個人道府県民税	54,718	29,146	24,834	46,452	30,475	55,405	22,550
うち法人2税	57,427	262,883	37,421	64,696	93,871		23,784
うち地方消費税(清算後)	54,046	195,401	37,416	57,415	102,776		35,194
地方交付税	158,433	299,453	165,430	193,158	283,685		224,174
その他	470,303	2,396,510	370,310	468,295	834,699		459,949
人口一人当たりの税収額(円)	103,974	113,570	99,672	105,191	97,597		82,976
財政力指数(平成22年度)	0.61	0.76	0.51	0.58	0.60		0.37
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.56	0.73	0.48	0.55	0.58		0.36
経常収支比率(%)	93.6	91.3	89.4	89.4	92.9		90.8
実質公債費比率(%)	12.8	17.6	14.8	14.2	15.4		15.2
将来負担比率(%)	249.0	266.8	237.7	262.8	257.9		217.3
ラスパイレス指数(H23.4.1)	99.2	93.4	92.5	99.6	101.8		97.7

	京都市	堺市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
歳入(百万円、H22決算)	781,733	326,925	261,039	589,240	537,939	769,396	269,911
地方税	245,235	131,589	108,777	201,142	157,588	265,394	92,749
うち個人市民税	77,711	41,654	35,601	66,770	44,312	80,474	32,869
うち法人市民税	26,354	9,853	11,442	22,777	12,130	35,062	8,573
うち固定資産税	101,639	59,347	45,153	80,981	72,600	108,874	38,728
地方交付税	65,397	24,432	34,990	42,345	59,057	43,353	40,523
その他	471,102	170,904	117,272	345,754	321,294	460,648	136,639
人口一人当たりの税収額(円)	177,361	157,032	157,754	173,152	161,346	188,317	127,970
財政力指数(平成22年度)	0.76	0.83	0.76	0.80	0.70	0.84	0.68
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.76	0.84	0.76	0.80	0.69	0.84	0.68
経常収支比率(%)	98.2	95.1	86.1	96.3	97.7	93.1	91.1
実質公債費比率(%)	13.1	5.4	15.9	15.6	11.7	16.4	12.2
将来負担比率(%)	235.0	59.8	108.9	251.3	166.0	219.8	135.7
ラスパイレス指数(H23.4.1)	99.9	98.2	101.1	100.5	103.1	102.3	101.4

(注)：財政指標については、いずれもH22決算数値。「法人2税」とは法人道府県民税及び法人事業税をいう。「人口一人当たりの税収額」は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口により算出。「指定都市域内の個人道府県民税」は、個人住民税均等割又は所得割については、各団体の市町村民税均等割又は所得割が所在都道府県において占める割合により、その他の個人住民税については、各団体の市町村民税均等割及び所得割の合計額が所在都道府県において占める割合により推計。

自治紛争処理委員による調停制度の概要

○調停制度(昭和27年地方自治法改正により導入) (地方自治法第251条の2関係)



○対象: 普通地方公共団体相互の間、普通地方公共団体の機関相互の間の紛争

○委員: 事件毎に総務大臣又は都道府県知事が任命(3名)

→総務大臣が任命した場合は総務大臣の特別の機関、都道府県知事が任命した場合は当該都道府県知事の附属機関となる。

○期間: 特に定めなし。

○調停案は双方が受諾しなければ成立しない。

○これまでの主な処理案件

・佐賀県・長崎県間の砂利採取計画の認可境界を巡る紛争に係る調停の申請(平成22年~24年)

※他に、都道府県の市町村に対する関与に関する審査・勧告(地方自治法第251条の3関係)、地方自治法に規定する審査請求等を処理する機能(地方自治法第255条の5関係)がある。

指定都市の区に関する関係条文①

◆地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(区の設定)

第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

4 区に選挙管理委員会を置く。

5 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第一百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。

6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。

7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。

8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。

9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。

10 前各項に定めるもののほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(政令への委任)

第二百五十二条の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

指定都市の区に関する関係条文②

◆地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)

(区長)

第七十四條の四十三 指定都市の区(以下この章において「区」という。)に、その事務所の長として区長を置く。

2 区長は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

(区会計管理者)

第七十四條の四十四 区に区会計管理者一人を置く。

2 区会計管理者は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

3 指定都市の市長、副市長、会計管理者若しくは監査委員又は区長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区会計管理者となることができない。

4 区会計管理者は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。

第七十四條の四十五 区会計管理者は、指定都市の会計管理者の命を受け、当該区に係る会計事務をつかさどる。

2 指定都市の市長は、区会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該指定都市の市長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

3 指定都市の市長は、会計管理者の事務の一部を区会計管理者に委任させることができる。この場合においては、指定都市の市長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(区の選挙管理委員及び補充員)

第七十四條の四十七 区の選挙管理委員及び補充員は、その区における選挙権を有する者の中からこれを選挙しなければならない。

長以外の機関の予算に係る権限を規定している例 (地方公営企業の管理者、教育委員会)

◆地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)

(管理者の担任する事務)

第九条 管理者は、前条の規定に基づいて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担当する。

一・二 (略)

三 予算の原案を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

四～十五 (略)

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

副市長の選任手続・直接請求の関係条文

◆地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第八十六条 選挙権を有する者(道の方面公安委員会の委員については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者)は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②～④ (略)

第一百六十二条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第一百六十三条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(注):地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)による改正後の条文である。

教育委員会の職務権限等に関する関係条文

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)
(設置)

第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を
処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、
及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機
関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する
こと。

十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一 学校給食に関すること。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五 ユネスコ活動に関すること。

十六 教育に関する法人に関すること。

十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。g

指定都市の公立の小中学校数

(参考: 都道府県)

団体名	小学校数	中学校数
札幌市	204	99
仙台市	128	65
さいたま市	103	57
千葉市	117	58
横浜市	345	149
川崎市	113	51
相模原市	72	37
新潟市	114	58
静岡市	87	44
浜松市	105	50
名古屋市	263	110
京都市	176	77
大阪市	303	131
堺市	94	43
神戸市	166	84
岡山市	91	39
広島市	142	64
北九州市	131	63
福岡市	145	69
熊本市	93	43
(参考)特別区	846	387

団体名	小学校数	中学校数
北海道	1,169	642
青森県	322	165
岩手県	370	186
宮城県	433	212
秋田県	236	123
山形県	308	112
福島県	487	237
茨城県	549	232
栃木県	391	165
群馬県	330	169
埼玉県	816	423
千葉県	837	383
東京都	1,304	625
神奈川県	860	415
新潟県	522	234
富山県	198	81
石川県	229	97
福井県	205	80
山梨県	191	91
長野県	379	190
岐阜県	374	187
静岡県	517	265
愛知県	980	414
三重県	414	172

団体名	小学校数	中学校数
滋賀県	231	101
京都府	416	176
大阪府	1,019	464
兵庫県	787	350
奈良県	211	105
和歌山県	275	130
鳥取県	139	62
島根県	229	101
岡山県	419	162
広島県	538	248
山口県	340	166
徳島県	250	93
香川県	183	75
愛媛県	332	136
高知県	253	125
福岡県	756	345
佐賀県	180	96
長崎県	377	184
熊本県	407	173
大分県	307	137
宮崎県	251	137
鹿児島県	572	243
沖縄県	273	151

出典: 文部科学省「平成24年度学校基本調査(速報)」をもとに作成。

※ 都道府県の小中学校数は指定都市分を含む。都道府県の網掛けは、横浜市の小中学校数よりも少ない団体。

第1 地方の自主性・自律性の拡大のあり方

1 地方自治制度の弾力化

(2) 行政委員会制度

① 教育委員会のあり方

教育委員会については、上記のほか、保育所と幼稚園、私立学校と公立学校等、長と教育委員会がそれぞれ類似の事務を担当しているなどにより地方公共団体の一体的な組織運営が妨げられているという問題がある。

教育委員会を必置とする理由として、教育における政治的中立性の確保や地域住民の意向の反映等の必要性が挙げられているが、これらの要請は審議会の活用等他の方法でも対応できると考えられる。国においては教育行政に関し行政委員会制度をとっていないが、これらの要請が地方における教育行政に特有のものであるとは考えられず、また、地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になしうると考えられる。

このため、地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとすることが適当である。

なお、文化、スポーツ、生涯学習支援、幼稚園、社会教育、文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかの選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべきである。

上記の点については、教育委員会の果たしている役割を評価する意見があった一方で、町村にあっては、選択制への移行にとどまらず、制度を廃止すべきとの意見もあった。

また、義務教育教職員の人事権について、少なくとも中核市には移譲することが適当と考えられるが、移譲する場合には広域における一定水準の人材の確保の要請に十分配慮する必要がある。

②～③ (略)

指定都市の区別の議員数①(札幌市～相模原市)

(単位:人)

北海道・札幌市				宮城県・仙台市				埼玉県・さいたま市				千葉県・千葉市				神奈川県・横浜市				神奈川県・川崎市				神奈川県・相模原市			
区	人口	道議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数
北海道	5,506,419	104		宮城県	2,348,165	59		埼玉県	7,194,556	94		千葉県	6,216,289	95		神奈川県	9,048,331	107		神奈川県	9,048,331	107		神奈川県	9,048,331	107	
札幌市	1,913,545	28	68	仙台市	1,045,986	24	55	さいたま市	1,222,434	15	60	千葉市	961,749	14	54	横浜市	3,688,773	42	86	川崎市	1,425,512	17	60	相模原市	717,544	8	49
中央区	220,189	3	7	青葉区	291,436	7	15	西区	84,029	1	4	中央区	199,364	3	11	鶴見区	272,178	3	6	川崎区	217,328	3	9	緑区	176,192	2	12
北区	278,781	4	10	宮城野区	190,473	4	10	北区	138,630	2	7	花見川区	180,949	3	11	神奈川区	233,429	3	5	幸区	154,212	2	7	中央区	266,988	3	18
東区	255,873	4	9	若林区	132,306	3	7	大宮区	108,488	1	5	稲毛区	157,768	2	9	西区	94,867	1	2	中原区	233,925	3	10	南区	274,364	3	19
白石区	204,259	3	7	太白区	220,588	5	12	見沼区	157,143	2	8	若葉区	151,585	2	9	中区	146,033	2	4	高津区	217,360	2	9				
厚別区	128,492	2	5	泉区	211,183	5	11	中央区	96,055	1	5	緑区	121,921	2	6	南区	196,153	2	5	宮前区	218,867	3	9				
豊平区	212,118	3	7					桜区	96,911	1	5	美浜区	150,162	2	8	港南区	221,411	3	5	多摩区	213,894	2	9				
清田区	116,619	2	5					浦和区	144,786	2	7			保土ヶ谷区	206,634	2	5	麻生区	169,926	2	7						
南区	146,341	2	6					南区	174,988	2	9			旭区	251,086	3	6										
西区	211,229	3	7					緑区	110,118	1	5			磯子区	163,237	2	4										
手稲区	139,644	2	5					岩槻区	111,286	2	5			金沢区	209,274	2	5										
														港北区	329,471	4	8										
														緑区	177,631	2	4										
														青葉区	304,297	4	7										
														都筑区	201,271	2	4										
														戸塚区	274,324	3	6										
														栄区	124,866	1	3										
														泉区	155,698	2	4										
														瀬谷区	126,913	1	3										

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。□

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

指定都市の区別の議員数②(新潟市～堺市)

(単位:人)

新潟県・新潟市				静岡県・静岡市				静岡県・浜松市				愛知県・名古屋市				京都府・京都市				大阪府・大阪市				大阪府・堺市			
区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	府議数	市議数	区	人口	府議数	市議数	区	人口	府議数	市議数
新潟県	2,374,450	53		静岡県	3,765,007	69		静岡県	3,765,007	69		愛知県	7,410,719	103		京都府	2,636,092	60		大阪府	8,865,245	88		大阪府	8,865,245	88	
新潟市	811,901	15	56	静岡市	716,197	13	53	浜松市	800,866	15	46	名古屋市	2,263,894	32	75	京都市	1,474,015	35	69	大阪市	2,665,314	28	86	堺市	841,966	6	52
北区	77,621	2	6	葵区	255,375	5	19	中区	238,477	4	14	千種区	160,015	2	5	北区	122,037	3	6	北区	110,392	1	3	堺区	148,748	1	9
東区	138,096	2	10	駿河区	213,059	4	15	東区	126,609	2	7	東区	73,272	1	2	上京区	83,264	2	5	都島区	102,632	1	3	中区	123,532	1	8
中央区	180,537	3	12	清水区	247,763	4	19	西区	113,654	2	6	北区	165,785	3	6	左京区	168,802	4	9	福島区	67,290	1	2	東区	85,444	※	1
江南区	69,365	1	5					南区	102,381	2	6	西区	144,995	2	5	中京区	105,306	3	5	此花区	65,569	1	2	西区	133,622	1	8
秋葉区	77,329	2	5					北区	94,680	2	5	中村区	136,164	2	5	東山区	40,528	1	2	中央区	78,687	1	2	南区	154,779	1	10
南区	46,949	1	3					浜北区	91,108	2	5	中区	78,353	1	2	山科区	136,045	3	6	西区	83,058	1	2	北区	156,561	1	9
西区	161,264	3	11					天竜区	33,957	1	3	昭和区	105,536	2	4	下京区	79,287	2	4	港区	84,947	1	3	美原区	39,280	※	1
西蒲区	60,740	1	4									瑞穂区	105,061	2	4	南区	98,744	3	5	大正区	69,510	1	3	※東区及び美原区で定数1			
												熱田区	64,719	1	2	右京区	202,943	5	9	天王寺区	69,775	1	2				
												中川区	221,521	3	7	西京区	152,974	3	6	浪速区	61,745	1	2				
												港区	149,215	2	5	伏見区	284,085	6	12	西淀川区	97,504	1	3				
												南区	141,310	2	5					淀川区	172,078	2	5				
												守山区	168,551	2	6					東淀川区	176,585	2	6				
												緑区	229,592	3	7					東成区	80,231	1	3				
												名東区	161,012	2	5					生野区	134,009	1	5				
												天白区	158,793	2	5					旭区	92,455	1	3				
																				城東区	165,832	2	5				
																				鶴見区	111,182	1	3				
																				阿倍野区	106,350	1	4				
																				住之江区	127,210	1	4				
																				住吉区	155,572	1	5				
																				東住吉区	130,724	1	5				
																				平野区	200,005	2	6				
																				西成区	121,972	1	5				

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。□

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

指定都市の区別の議員数③(神戸市～熊本市)

(単位:人)

兵庫県・神戸市				岡山県・岡山市				広島県・広島市				福岡県・北九州市				福岡県・福岡市				熊本県・熊本市				(参考)東京都・特別区			
区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	都議数	区議数
兵庫県	5,588,133	89	69	岡山県	1,945,276	56	46	広島県	2,860,750	66	55	福岡県	5,071,968	86	61	福岡県	5,071,968	86	62	熊本県	1,817,426	49	48	東京都	13,159,388	127	906
神戸市	1,544,200	23	69	岡山市	709,584	19	46	広島市	1,173,843	25	55	北九州市	976,846	16	61	福岡市	1,463,743	22	62	熊本市	737,001	16	48	23区計	8,945,695	89	906
東灘区	210,408	3	9	北区	302,685	※ 8	20	中区	130,482	3	6	門司区	104,469	2	7	東区	292,199	4	12	中央区	185,065	4	12	千代田区	47,115	1	25
灘区	133,451	2	6	中区	142,237	4	9	東区	120,751	3	6	小倉北区	181,936	3	12	博多区	212,527	3	9	東区	188,959	4	12	中央区	122,762	1	30
中央区	126,393	2	5	東区	96,948	3	6	南区	138,190	3	7	小倉南区	214,793	3	12	中央区	178,429	3	7	西区	93,405	2	6	港区	205,131	2	34
兵庫区	108,304	2	5	南区	167,714	4	11	西区	186,985	4	9	若松区	85,167	2	6	南区	247,096	4	11	南区	123,922	3	8	新宿区	326,309	4	38
北区	226,836	3	10	※北区及び加賀郡(13,033人)で定数8				安佐南区	233,733	4	10	八幡東区	71,801	1	5	城南区	128,659	2	6	北区	145,650	3	10	文京区	206,626	2	34
長田区	101,624	2	5					安佐北区	149,633	3	7	八幡西区	257,097	4	15	早良区	211,553	3	9					台東区	175,928	2	32
須磨区	167,475	3	8					安芸区	78,789	2	4	戸畑区	61,583	1	4	西区	193,280	3	8					墨田区	247,606	3	32
垂水区	220,411	3	10					佐伯区	135,280	3	6													江東区	460,819	4	44
西区	249,298	3	11																					品川区	365,302	4	40
																								目黒区	268,330	3	36
																								大田区	693,373	8	50
																								世田谷区	877,138	8	50
																								渋谷区	204,492	2	34
																								中野区	314,750	4	42
																								杉並区	549,569	6	48
																								豊島区	284,678	3	36
																								北区	335,544	4	44
																								荒川区	203,296	2	32
																								板橋区	535,824	5	46
																								練馬区	716,124	6	50
																								足立区	683,426	6	45
																								葛飾区	442,586	4	40
																								江戸川区	678,967	5	44

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。□

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

指定都市・中核市・特例市の指定の状況

(平成24年4月1日現在)

	指定都市 (人口50万以上で 政令で指定する市)	中核市 (人口30万以上で政令で指定する市)	特例市 (人口20万以上で政令で指定する市)			
全国	20市	41市	(参考)人口30万以上で、政令市、 中核市の指定を受けていない市 (14市)	40市	(参考)人口20万 以上30万未満の 市で、特例市の指 定を受けていない 市(8市)	(参考)人口20 万未満の市で、 保健所を設置し ている市(2市)
北海道	札幌(191)	旭川(34)、函館(27)				小樽(13)
東北	仙台(104)	いわき(34)、郡山(33)、 秋田(32)、青森(29)、盛岡(29)		山形(25)、八戸(23)	福島(29)	
首都圏	横浜(368)、川崎(142)、 さいたま(122)、千葉(96) 相模原(71)	船橋(60)、宇都宮(51)、 横須賀(41)、柏(40)、高崎(37)、 前橋(34)、川越(34)	八王子(58)、川口(50)特、 松戸(48)、市川(47)、 町田(42)、藤沢(40)、 所沢(34)特、越谷(32)特	川口(50)、所沢(34)、越谷(32)、水戸(26)、 平塚(26)、草加(24)、春日部(23)、 茅ヶ崎(23)、厚木(22)、大和(22)、 つくば(21)、太田(21)、伊勢崎(20)、 熊谷(20)、小田原(19)甲府(19)	市原(28)、 府中(25)、 上尾(22)、 調布(22)	
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(42)		長岡(28)、福井(26)、上越(20)		
中部圏	名古屋(226)、浜松(80)、 静岡(71)	豊田(42)、岐阜(41)、長野(38)、 豊橋(37)、岡崎(37)	一宮(37)特、春日井(30)特 <u>四日市(30)特</u>	一宮(37)、春日井(30)、 <u>四日市(30)</u> 、 富士(25)、松本(24)、沼津(20)	津(28)	
近畿圏	大阪(266)、神戸(154)、 京都(147)、堺(84)	姫路(53)、東大阪(50)、 西宮(48)、尼崎(45)、 豊中(38)、和歌山(37) 奈良(36)、高槻(35)、大津(33)	枚方(40)特、吹田(35)特	枚方(40)、吹田(35)、明石(29)、茨木(27)、 八尾(27)、加古川(26)、寝屋川(23)、 宝塚(22)、岸和田(19)		
中国	広島(117)、岡山(70)	倉敷(47)、福山(46)、下関(28)		<u>呉(23)</u> 、松江(20)、鳥取(19)		
四国		松山(51)、高松(41)、高知(34)			徳島(26)	
九州	福岡(146)、北九州(97)、 熊本(73)	鹿児島(60)、大分(47)、 長崎(44)、宮崎(40)、 久留米(30)		<u>佐世保(26)</u>	佐賀(23)	<u>大牟田(12)</u>
沖縄			那覇(31)			

(備考)

・人口は、平成22年国勢調査人口の確定値を用いた人口(1万人未満切捨て)を表記。

・「特」としているのは、現在、特例市の指定を受けている市。

・下線を付した市は、指定都市及び中核市以外の保健所を設置する市。

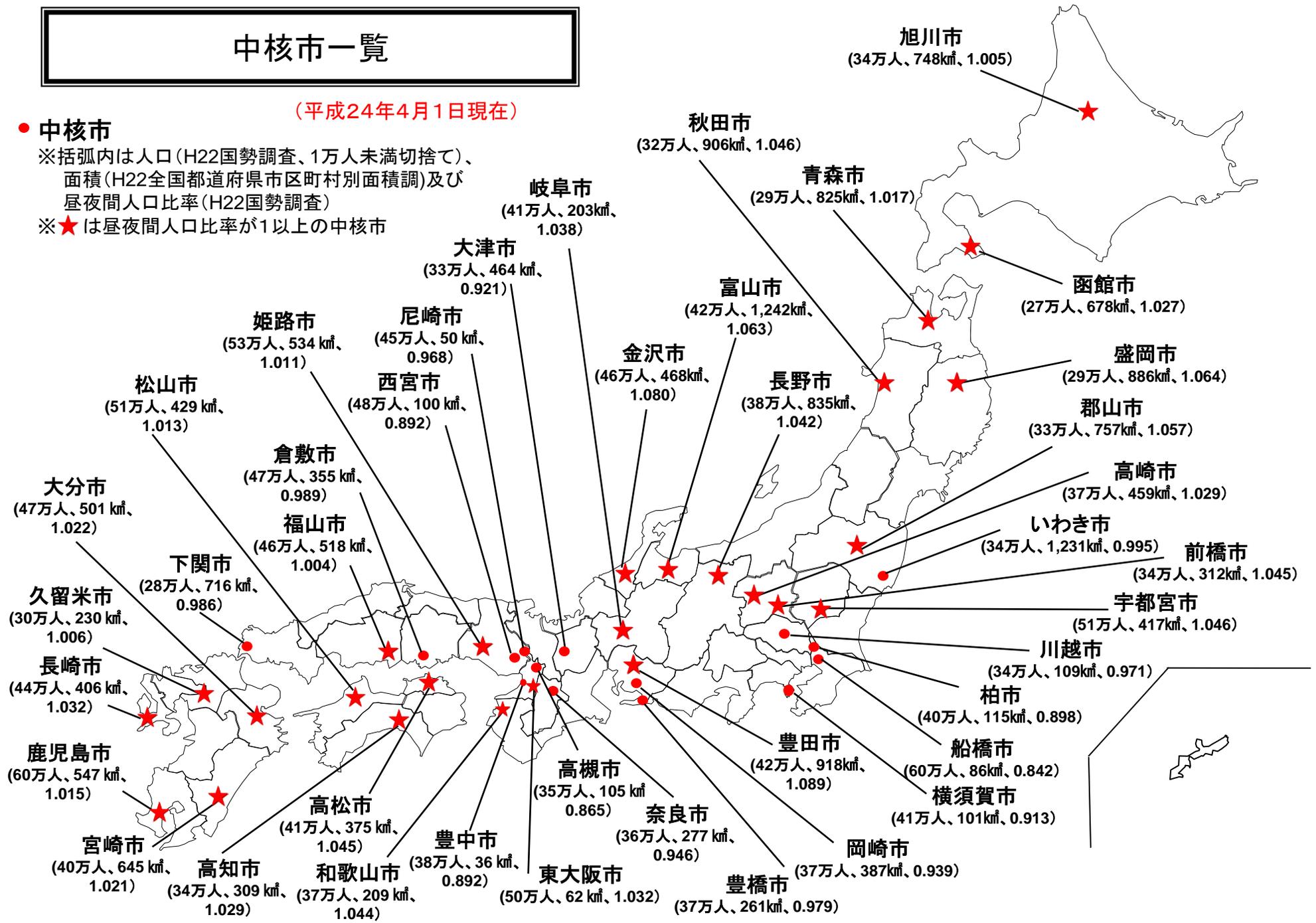
中核市一覧

(平成24年4月1日現在)

● 中核市

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)、面積(H22全国都道府市区町村別面積調)及び昼夜間人口比率(H22国勢調査)

※★は昼夜間人口比率が1以上の中核市



児童相談所の概要

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)が児童相談所を設置することとされている。

○児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

②～⑤ (略)

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2～4 (略)

※ 地方自治法施行令第174条の49の2において、児童相談所の設置に関する事務は中核市が処理する事務から除外されている。

○児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)

第四十五条の二 法第五十九条の四第一項の政令で定める市は、横須賀市及び金沢市とする。

◆公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条

1～5 (略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

公職選挙法第15条第6項に基づき市町村議会議員選挙で選挙区を設けている団体

団体名		選挙区の設置期限の有無
北海道	伊達市	設置期限なし
	<small>やくもちょう</small> 八雲町	次回一般選挙(H25.10.22任期満了)から選挙区廃止
	<small>とうやこちょう</small> 洞爺湖町	次回一般選挙(H27. 4.30任期満了)から選挙区廃止
	<small>ひだかちょう</small> 日高町	次々回一般選挙から選挙区廃止
栃木県	栃木市	次回一般選挙(H26.4.24任期満了)から選挙区廃止
群馬県	高崎市 ※	次回一般選挙(H27.4.26任期満了)から選挙区廃止
富山県	富山市 ※	次回一般選挙(H25.4.23)から選挙区廃止
岐阜県	関市	次回一般選挙(H27.4.30任期満了)から選挙区廃止
	<small>いびがわちょう</small> 揖斐川町	設置期限なし
和歌山県	<small>こうやちょう</small> 高野町	次回一般選挙(H27.4.29任期満了)から選挙区廃止
愛媛県	<small>かみじまちょう</small> 上島町	次々回一般選挙から選挙区廃止
	<small>くまこうげんちょう</small> 久万高原町	設置期限なし
福岡県	飯塚市	次回の一般選挙(H27.4.23任期満了)から選挙区廃止

出典:総務省選挙部管理課調べ

(注):平成24年10月現在

:和歌山県高野町は昭和33年の市町村合併以後、選挙区を分けている。その他の団体は平成の合併において市町村合併をした団体が旧市町村単位で選挙区を設けているもの。

※ 高崎市及び富山市は中核市である。

中核市の議員数

(参考:特別区)

団体名	人口	議員定数
函館市	279,127	30
下関市	280,947	34
盛岡市	298,348	38
青森市	299,520	41
久留米市	302,402	38
秋田市	323,600	39
大津市	337,634	38
郡山市	338,712	40
前橋市	340,291	38
いわき市	342,249	37
川越市	342,670	36
高知市	343,393	34
旭川市	347,095	36
高槻市	357,359	36
奈良市	366,591	39
和歌山市	370,364	38
高崎市	371,302	38
岡崎市	372,357	37
豊橋市	376,665	36
長野市	381,511	39
豊中市	389,341	36

団体名	人口	議員定数
宮崎市	400,583	46
柏市	404,012	36
岐阜市	413,136	41
横須賀市	418,325	41
高松市	419,429	40
豊田市	421,487	46
富山市	421,953	40
長崎市	443,766	40
尼崎市	453,748	44
福山市	461,357	40
金沢市	462,361	40
大分市	474,094	44
倉敷市	475,513	43
西宮市	482,640	42
東大阪市	509,533	42
宇都宮市	511,739	47
松山市	517,231	45
姫路市	536,270	47
鹿児島市	605,846	50
船橋市	609,040	50

団体名	人口	議員定数
千代田区	47,115	25
中央区	122,762	30
台東区	175,928	32
荒川区	203,296	32
渋谷区	204,492	34
港区	205,131	34
文京区	206,626	34
墨田区	247,606	32
目黒区	268,330	36
豊島区	284,678	36
中野区	314,750	42
新宿区	326,309	38
北区	335,544	44
品川区	365,302	40
葛飾区	442,586	40
江東区	460,819	44
板橋区	535,824	46
杉並区	549,569	48
江戸川区	678,967	44
足立区	683,426	45
大田区	693,373	50
練馬区	716,124	50
世田谷区	877,138	50

※人口は平成22年国勢調査の値である。

※議員数は各都道府県及び中核市の議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

支所・出張所・地域自治区の関係条文

◆地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第一百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

- ② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- ③ 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(地域自治区の設置)

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
- 4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

「定住自立圏構想」の概要

1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、**圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。**

(「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋)

2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



中心市

- 人口5万人程度以上(少なくとも4万人超)
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外
※対象となるのは248市

①中心市宣言

②定住自立圏形成協定

周辺市町村



- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係がある市町村

③定住自立圏共生ビジョン

①周辺市町村の意向も踏まえて、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を宣言。

②中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能」、「結びつきやネットワーク」、「圏域マネジメント能力」の観点から連携する取組について、議会の議決を経て協定を締結。

(例) 医療、福祉、地域公共交通、ICTインフラ整備、人材育成 等

③圏域の将来像や推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定。

※平成24年10月1日現在、81団体が中心市宣言済み、68圏域(延べ303団体)で協定締結(方針策定)、66団体が共生ビジョン策定済み。

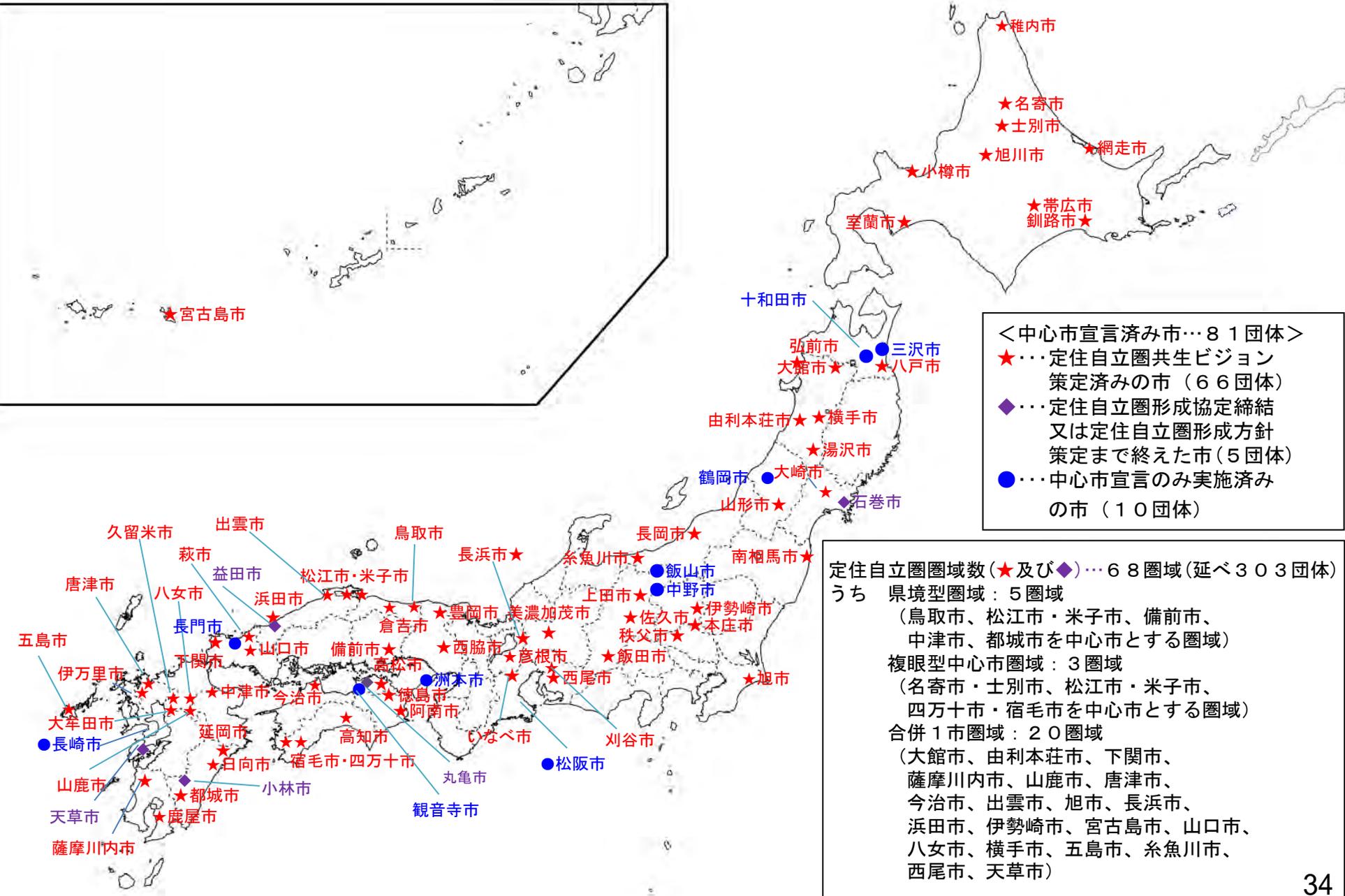
※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

3 定住自立圏に取り組む市町村に対する関係府省の支援策

市町村の自主的な取組に資するよう情報提供するほか、関係各省が連携し、下記の支援策を実施。

- 総務省(地方交付税)
 - ・包括的財政措置(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定)
 - ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限)
 - ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(上限1,000万円)について、8割を特別交付税措置)

定住自立圏の取組状況（平成24年10月1日現在）



定住自立圏における取組例

○政策分野別の取組状況

定住自立圏68圏域（平成24年10月1日時点）における主な取組例と圏域数

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
68圏域
医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等

福祉
53圏域
介護、高齢者福祉、子育て、障がい者等の支援

教育
55圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ交流、公共施設相互利用等

産業振興
65圏域
広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等

環境
29圏域
低炭素社会形成促進、バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
64圏域
地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
32圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
40圏域
生活道路の整備等

地産地消
36圏域
学校給食への地元特産物の活用、直売所の整備等

交流移住
51圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
55圏域
合同研修の開催や職員の人事交流等

外部専門家の招へい
25圏域
医療、観光、ICT等の専門家を活用